



茨城大学教職員組合

委員長日誌

第14号 05/02/28

教員に研究をするなという大学に未来はない！

今度は人文学部教員への研究費ゼロ提案である

2月も終わろうとしている。タイトルの問題は、後半でふれようと思う。

前号を書いてから、また2ヶ月がたってしまった。学年末は、教員が一番仕事をする時期である。ゼミ生の卒業論文の指導、センタ - 試験監督、学年末試験、などなどが集中していた。仕事が忙しかったこともあるが、この委員長日誌を書けなかった2ヶ月間の活動報告をまずはさせていただきます。

第一は、組合規約改正全員投票。労組法上の労働組合としての資格要件を備えるための組合員全員投票を実現させた。これで、法人格を取得することも、労働委員会へ不当労働行為の申し立ても、大学との紛争事案についての斡旋申し立てをすることも、できるようになる。

第二は、職業生活と家庭生活の両立支援行動計画立案についての組合提案を作成し、大学に提出した。

第三は、不当不法な職員昇給発令撤回のために取り組んだ(詳しくは、組合HPに掲載しているので、ぜひ読んでください)。これは、本当に重要問題であったが、全面的に撤回させることができた。

第四に、現在進行中であるが、2005年度大学予算編成問題についての学長との団体交渉の開催(2月15日)、その後の予算編成についての取り組みを進めている。

この最後の予算編成問題では、各学部へ、学部予算の概算要求上限枠が、2月21日、大学から提示された。この概算要求限度枠提示には、手続きと、内容において重大な問題がある。いつ・どこで、この学部限度枠が決定されたのか明確でない。学部限度枠を算出した根拠も明確でない。詳細な批判は、別途文書を用意しようと考えている。

最大の問題は、すべての犠牲が、人文学部に集中的に現われたという問題である。この学部概算要求限度枠では、人文学部で教員個人への研究費配分はゼロになる。

私が人文学部に所属するから、問題としているわけではない。職員の昇給問題の時もそうだった。想えばこの一年の労使紛争のすべての問題がそうだったように思う。適正手続きの無視、原則の不明確さ、差別的制度実施。この三位一体の大学運営である。

研究費のゼロ配分というのは、教員に、とくに人文・社会系教員に研究をするなということである。そんなことは許せない、絶対に。

職員の皆さん。人文学部以外の教員の皆さん。財政厳しき折、この程度の削減はしょうがない、と妥協しないでほしい。職員昇給が9ヶ月遅れてもしょうがない、とはいえないのと同じである。自分と自分の組織の利害打算だけで、物事を判断しないで頂きたい。

予算決定までの時間は少ないが、なんとかしようではありませんか。

[法人化の一年間の出来事の根源を考える 05/02/27 pm23:57]